

## 議案第 2 号

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 月 2 6 日提出

埼玉西部消防組合管理者 谷ヶ崎 照 雄

### 提 案 理 由

人事院規則 1 5 - 1 4（職員の勤務時間、休日及び休暇）が一部改正され、夏季休暇の使用可能期間が拡大されたことに伴い、本組合の職員についても同様に休暇の措置を講じるため、本案を提出するものである。

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第21号中「期間（」の次に「当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年度の6月から10月までの期間。」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。